



Title	北米合衆国に於ける糖業法
Author(s)	西田, 昭三; NISHIDA, S.
Citation	法經會論叢, 12, 130-134
Issue Date	1952-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10735
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_p130-134.pdf



北米合衆國に於ける糖業法

目次

西 田 昭 三

- 一、糖業に於ける競争と不安定性
- 二、糖業に對する政府の統制
- (一) デヨーンズ・コステイガン法

- (二) 一九三七年の砂糖法
- (三) 一九四八年の砂糖法
- (四) 統制の影響

一、糖業に於ける競争と不安定性

糖業は元來競合的な不安定な性格を内包している。異つた原料から製造される砂糖も精製品は非常に類似しており、又消費者の商標に依る選択があるとしても極めて微々たるものである。

甘蔗糖業の処理能力は八百万トン、甜菜糖業のそれは二百万トンで、合わせて一千万トンになり、之等生産能力は平均消費量を二五乃至三〇%上廻る。

直接の加工費は特に甘蔗に於て低く、一般の費用は甘蔗糖、甜菜糖両分野共に高いので、勢い、量でこなそうとする傾向が強くなる。価格の均衡が破れ、廉売戦が開始されると此傾向は一層強くなる。ポンド当り利潤が僅少なので、小さな値下げであつても

利潤どころか損失を招くことになり易い。加えて、原料価格の波動が又、此不安定を助長するのである。

国内甜菜糖及び甘蔗の精製業の間の競争は、全国的な規模ではなく、一定の地域に於てのみ行われる。国内で膨大量の甜菜糖が生産されるが、カリフォルニア州を除いてその殆ど大部分は甘蔗糖とさしての競争なしに、その地域、地域で消費されている。これは甘蔗糖は精製設備のある海岸線からの輸送費が高ばつて、到底山地諸州に迄進出することが出来ない故である。だが或地域では両者の市場が重複し、其処では此二分野が競争裡にまみえるのである。それで関税、補助金、割当等、何等かの形で現われる政府の仲介がなければ、両者の市場を占める割合は価格の競合によつて決定されることになる。

られ又其処から出る徴集金は、農務長官の指定に依つて生産制限を受ける甘蔗、甜菜耕作者に利益支払 (Benefit payment) として支払われた。更に又、此法に依つて、キューバ、ハワイ、ポルトリコ、フィリッピン諸島から輸入される諸精製糖の量が制限された。デヨーンズ・コステイガン法は一九三六年一月に、ホーザツク・ミルズ事件に於ける大審院の判定で廢止になつた。

(四) 一九三七年の砂糖法

之はデヨーンズ・コステイガン法と似たものであるが、〇・五仙を加工税としてではなく、国内消費税として、全部の砂糖に賦課した。割当制は合衆國エの砂糖供給源全地域に設定され、その中五五・五九%が国内の甘蔗・甜菜糖及びハワイ、ポルトリコ、ヴァージン諸島の糖業に保留された。その残りがキューバに二八・六〇%、その他フィリッピン及び諸外国に割当てられた。生産制限、最低賃金、農場労働の最大時間等に関し、一定の拘束をうける耕作者には補助金が交付された。又キューバ、米國領島嶼からの輸入精製糖は制限された。

(五) 一九四八年の砂糖法

此法律にあつては、農務長官は翌年度の需要を満たす砂糖消費量を決定せねばならず、此決定は次の諸項を基礎としてなされなければならない。

- 一、前年の十月三十一日で終る十二ヶ月間の消費面に分配された砂糖量
- 二、手持砂糖の不足又は過剰に対する斟酌
- 三、人口及び需要事情の変化に伴い発生する諸変化の考慮

四、之に加えて、農務長官は此決定に依つて影響される卸市場の精製砂糖価格と、合衆國の一般生活費との相互關係を考慮に入ねばならない。

五、上記の条件の何れについても、それに依つて農務長官は消費量の決定を制限されることはない。要点は、消費者にとつて過重な負担とならず、且国内糖業の利益を正当に維持し、保護する様な価格で消費が行われる様に、供給を確立することが要望されたのである。

割 當

需要配分は砂糖供給源たる国内国外の諸生産地域に振当てられた。一九四八年の砂糖法はその前身と異り、国内源地域 (大陸部及び諸島を含む) に対して、百分率に依る割当だけではなく、明確に割当量を指定した。之割当量は四、三六八、〇〇〇トンに及び、内訳は次の通りである。

地 域	粗糖	シヨート、トン
国内甜菜糖	一、八〇〇、〇〇〇	
本土甘蔗	五〇〇、〇〇〇	
ハワイ	一、〇五二、〇〇〇	
ポルトリコ	九一〇、〇〇〇	
ヴァージン諸島	六、〇〇〇	
計	四、二六八、〇〇〇	

フィリッピンは一九四六年のフィリッピン通商法によつて、九八〇、〇〇〇トンの割当が与へられた。以上のを推定消費量分から差引いた残余の分について、その九八・六四%をキューバ、

一・三六%をキューバ及びフィリッピンを除いた外国に割当てられた。だから、フィリッピンを除く外国とキューバは第二義的な供給者であつた。

但しキューバには推定消費総量の二八・六%という最低割当量が協定され、保証されていた。即ち、キューバの割当量が、法の定める条項に従つて推定消費量の二八・六%に満たない場合には、その最低量を確保するために、国内諸地域への割当が或程度削減されるのである。

精製糖の輸入は五八六、六四九トンに限定され、その内訳は、ハワイに二九、六一六トン、ポルトリコに一二六、〇三三トン、フィリッピンに五六、〇〇〇トン、キューバに三七五、〇〇〇トンで、此精製糖は前記割当の中に含まれる。

砂糖消費税

粗糖百ポンド当り五〇仙の消費税（精製糖に換算して百ポンド当り五三・五仙に等しい）は、生産地の如何に拘わらず総ての砂糖に課せられる。

農務長官は此法の定めるところに依つて、次の様な諸条件に依つた国内生産者には支払をなすことが認められる。

- 一、耕作者は十四才以下の子供を雇傭出来ず、又十四一十六才の子供には、一日八時間を超える労働を課すことは出来ない。
- 二、甜菜及甘蔗の生産、耕作、収穫のため農場に傭入れた労働者には、農務長官の定めた正当且つ充分な給与を支払わねばならぬ。

三、耕作者は長官により設定された一定の持分（耕作面積割当）を超えて、甜菜及び砂糖の取引をしてはならない。

四、甜菜又は甘蔗の耕作者で同時に加工をもなすものは、他の生産者の手で生産され自身で加工した甜菜又は甘蔗に対して、長官の定むる正当且つ充分な支払ひをせねばならぬ。

耕作者になされる支払ひは、農場で生産された甜菜又は甘蔗が商品として償われる様な砂糖又は糖液の基準に於て行われる。

支払の基準率は粗糖百ポンドに付八〇仙。生産が砂糖換算で三五〇トンを超える農家に対する支払基準率は減らされる。

長官は又、干魃、洪水、嵐、凍結、病虫害等起因する作付面積の放棄又は収穫不足に対し、正当と認められた場合には支払をなすことが認められる。

取引制限

長官は如何なる地域に対しても、砂糖の取引又は輸入に従事している者に割当を定めうる。割当は長官が次の事即ち、砂糖を取引場裡に順調に流通させ、安定した供給を維持し、又如何なる地域の割当についてもその範囲内で砂糖取引の均等なる機会を關係諸団体に得せしむるために必要と認められた場合に行われる。

之等多くの条項を見ても、此國の糖業が如何に他の産業に比して、政府の手に依る制限が加えられているかということがわかる。政府は農務長官を通じて翌年度の国内砂糖消費量を決定する。若しその推定量が大きすぎると価格は下がり、又反対に過少な場合は上るであろう。政府は各農家に耕作許可面積を指定し、彼等の抗議に対しては農場規模に基礎を置いて、消費者からの税

金を支払う。政府は単に關稅支払を終えて輸入される砂糖の總量を固定させるだけではなく、如何なる輸入業者についても、彼の決定された總割當の範圍内で買ひうる量を制限する権利をも持つものである。

(四) 統制の影響

以上の如く、糖業は競争的な産業であり、又代々、不安定性を内包している。販売面に於て百分率として表わされる利潤は、食品産業の一つとして見ても比較的小さい。積極的な政策が施行された一九三四年以来、利潤は不況時代よりは向上したが、これは外の諸産業についても等しく見られたことである。又戦争中の利潤は戦争前よりは向上したが、これととも一般産業と比しては高いものではなかつた。これは主として、国内生産地域に於ける労力不足に起因する原料不足と、外地供給源の粗糖を運ぶ輸送力に缺けた為であつた。

又時に政府の施策がなされた期間の二分の一以上が戦時であつた事実を考慮すると、公共の福祉の立場から、政策の是否、又は効果的に行はれたか否かに就いて、未だ明言出来ぬが、その齎した結果を考察すれば、關係諸分野の中で、最も恩恵を蒙つたのは甜菜關係であつて、その理由は次の様なものである。

一、輸入税と割當制 (quotas) は彼等を、より安価に生産される外国の甘蔗との価格競争より保護した。

二、甘蔗の場合に於ける海岸線精製地帯の輸送費が、甜菜の場合にはないので、彼等の市場にあつては立場を一層有利にした。

三、甜菜生産者に課せられた割當は、彼の實際生産より小さいの

が普通であつた。即ち作付減反が命ぜられた一九四一年迄は、事實上割當、制限の外側で作つていたのである。

四、甜菜精糖業者に対しては、甜菜の価格はスライディング・スケール制によつて規定され、これは砂糖の市場価格及び甜菜の糖分含有率に基礎を置いて定められた。又之等業者の中、甜菜を耕作するものには、財務省から作付制限及び労力基準の遵守に對して利益支払がなされた。

又、米國領島嶼の甘蔗生産者も有利な地位を占めた、彼等の生産費は低く、又關稅の対称とはならず、取引制限は同業者の膨脹を制限する一方彼等の割當は世界市場を上廻る価格で、確実な取引市場を保証するに十分であり、加ふるに、利益支払をも受けたのである。

最も慘めだつたのは輸入砂糖の国内精製業者であつた。彼等は法で規定された割當をうけなかつたので、甜菜糖と海外精製業者が持分を売払つた後に、始めて国内取引市場に入りえたのであつて、彼等が受けた保護と言へば、海外から輸入される精製糖は五八五、六四九トンを超えてはならないとする条項のみであつた。

(昭和二十六年十二月)

主要参考文献 E. B. Alderfer and H. E. Michl:

Economics of American Industry, 1950

William C. Pendleton: American Sugar

policy — 1948 Version. Journal of Farm Eco-

nomics, XXX2, may 1948.